

資料1

平成28年4月15日

環境大臣 丸川 珠代 殿

放射性物質汚染廃棄物の処理促進
に向けた取り組みに関する要望書

宮城県知事 村井嘉浩



本県の放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、県内の指定廃棄物の約3分の2が既に8,000Bq/kgを下回っているという再測定結果を踏まえ、指定解除の仕組みも活用しつつ、自治体や一時保管者等と協議しながら、処理できるものは順次進めていきたいという国の考えが示されたことを受け、平成28年3月19日に開催した第9回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、まずは、自然減衰により8,000Bq/kgを下回った指定廃棄物を含めた、通常の処理方法によって処理が可能な汚染廃棄物(8,000Bq/kg以下)の処理を優先して議論していくこととしたところです。

今後、この問題の解決に向けては、これら汚染廃棄物全体の現状を正確に把握し、その上で、今一度県全体の問題として市町村長会議等の場で議論を行っていく必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、一刻も早く県民の不安や一時保管者の負担を解消するため、下記のとおり要望します。

記

- 1 3市町が詳細調査候補地返上を表明したことを受け、本県の市町村長会議において一定の方向性が出るまでの間、国の現地調査を見合わせること。
- 2 放射能濃度が高濃度で未指定となっている廃棄物について、市町村の職員立ち会いの下、国が早急に放射能濃度の測定を行うこと。
- 3 8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取り組みに対して、十分な財政支援を含め、国の責任ある支援を行うこと。